

第 39 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 出張報告

平成 29 年 10 月 6 日
個人情報保護委員会

平成 29 年 9 月 25 日（月）から同 29 日（金）まで、中華人民共和国香港特別行政区において開催された第 39 回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議（以下「本会議」という。）に、委員長及び事務局職員が参加した。

当委員会は本会議について、平成 26 年からオブザーバーとして参加してきたが、本年 5 月の改正個人情報保護法の全面施行による事業者監督権限の一元化を受け、今般、正式メンバーとして承認された。

データ保護機関のみが参加するクローズドセッションにおいては、本会議の将来の在り方等について議論が行われるとともに、将来的な国際執行協力の在り方等について、決議が採択された。

また、データ保護機関に加え有識者や民間企業等も参加するオープンセッション（750 人以上が参加）において、委員長が「Privacy Culture and Data Protection Laws in Japan」と題し、我が国におけるプライバシーの保護及び個人情報保護法制の歴史と当委員会の設立及びその活動等について、講演を行った。

さらに、本会議期間中に開催されたサイドイベントにおいて、当委員会は、アジア太平洋経済協力（APEC）の越境プライバシールール（CBPR）システムに関するワークショップを開催した。同ワークショップにおいては、当委員会のほか、米国・韓国・シンガポールの政府、日米のアカウンタビリティ・エージェント、及び企業からの参加を得て、CBPR システムの拡大及び将来の在り方に関する講演及び議論を行った。

次回（第 40 回）は、平成 30 年 10 月に、欧州個人情報保護監察局（EDPS）及びブルガリア共和国のデータ保護当局の主催により行われることとなった。